

あれからどうなったんやあ〜 シリーズ 88

このシリーズは、過去の定例会（今回は平成28年9月議会）での一般質問に関して、その後の状況をお知らせするものです。

「1300年祭事業 評価と検証は？」

昨年、開催した「養老改元1300年祭・本祭」には県内外を問わず多くの来場者で賑わいをみせ、本町の魅力を十二分に発信することができた。

その結果として、集客数は19万8000人、経済波及効果は約7億6200万円、就業誘発効果は88人、広報・パブリシティ効果は約2億900万円などの成果を得た。

その他にも、孝子伝説に養老改元のエピソードを加えることで、新しい「養老ブランド」の確立に成功した。

さらには、次代を担う児童・生徒が地域の魅力を再発見し、地域に愛着と誇りを持つことに繋がった。

一方で、交通渋滞や外国人旅行者への対応などの課題に対しては、検討する必要がある。

これらのことを踏まえ、この事業で得られた養老のブランドイメージやインフラ環境をもとに、地場産業の推進、移住・定住の促進につながる環境の向上や、安心・安全の確保雇用の充実のための事業を町民の「協働」の力で継承しながら、次に向けて実施していくことが必要である。

委員会報告

議会運営委員会 行政視察 議会改革特別委員会 10月2日～4日

「議会基本条例を中心とした議会改革の経緯と現状について」

（北海道栗山町）

栗山町は、議会基本条例の先進地として有名であり、議会基本条例を制定した当時は、先代の議員の中に核になる議長がおられ、その議長を中心として、特に議会報告に力を入れていた。その活動が議会基本条例の制定の基になった。

北海道は財政的に問題のある市町が多く、議会に対する期待が特に大きい土地柄ということも言える。現在は一期目から三期目までの比較的若い議員で構成されているが、夕張市と包括連携協定を結び、講師を呼んで定期的に議会改革の研究会を開催している。

「議会基本条例を中心とした議会改革の経緯と現状について」

（北海道芽室町）

芽室町は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度ランキングで四年連続1位の議会である。議員定数16人のうち一期目が8人、平均年齢60・5歳と比較的若い議員が中心となっている。なお、議会事務局は4人体制である。芽室町は通年議会を採用しており、委員会を常時開催できるので、議会だよりも毎月発行している。また、タブレットを導入しており、議員への議案書などの配布はすべて電子媒体であるため、修正も即時に送信でき、運用が楽になったということだ。

この視察研修で得たことを十分活用し、今後も調査研究を進めて参ります。



参加委員
早崎百合子
（議会運営委員長）
三田 正敏
（副委員長）
岩永 義仁
（議会改革特別委員長）
田中 敏弘
（副委員長）
青山 貞一
林 輝見

議会に対しての意見

シリーズ 26

■ 住民の声 ■

このシリーズは、町内の各種団体の代表や副代表等の方へ、編集委員が意見をお聞きし、その記事を掲載するものです。

（町内在住 Y・Oさん）

先般、共同通信が全自治体の議長に対して行ったアンケート結果によれば、課題の一つとして、議員の行政監視や政策立案機能の低下が指摘されています。

今年の台風・豪雨・地震による自然災害を目の当たりにして、従来の少子高齢化課題に加えて、これからの自然災害対策への取り組みが再認識されています。

財政が盤石とは言えない町行政において、これからの課題を解決するヒントは、ネット検索で、先進的に取り組んでいる自治体の例から学べます。

例えば、地区ごとに定期的な議員懇談会を開催し、課題の具体化と先進地区から学ぶ解決策を議論し、政策立案の一助とする取り組みが必要ではないでしょうか。

公金不適切処理の対応は

町長 再発防止に取り組む



◆ 岩永 義仁 議員

大型共同作業所において町職員が管理する公金の不適切処理が明らかになった。

問 使途不明金の弁済を上司である課長が行なうのは不適切と考えるが。

答 適切な処理であったと考える。

問 今後同様の事が起きた場合も課長が弁済するのか。

答 法に基づき厳正に対応する。

問 通帳名義は。

答 通帳作成当事の課長である。

問 当事の課長は、8年前前に退職し現在は町議会議員の大橋三男氏である。どうい

答 名義については担当課が事務手続きを怠っていたのが原因で、当時の課長に責任や落ち度はない。

問 今回の調査や処分決定について一部の幹部職員だけで行なったが、第三者委員会等を立ち上げる考えは。

答 現時点ではないが、今後は公金等管理適正化検討委員会に顧問弁護士などの外部の有識者を委員とすることも、視野に入れて検討する。

問 職員だけ処分を受けている。部下だけに責任を押し付けずに行政の長である町長が責任を取る考えは。

答 懲戒処分審査委員会の決定を尊重する。

危険ブロック塀の対応は

担当課による調査で町内の通学路上に危険な状態のブロック塀が多数存在していることが確認された。

町長 必要に応じて対応

問 危険なブロック塀の周知方法は。

答 広報誌やホームページで周知している。

問 危険なブロック塀を回避する通学路の検討は。

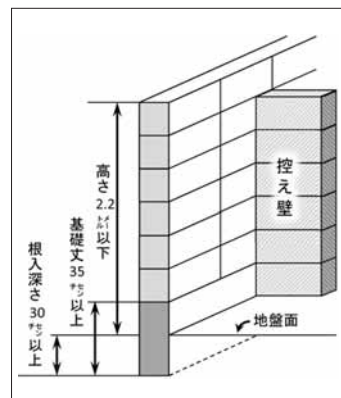
答 これまで、危険なブロック塀の存在は通学路選定時に重視されていなかった。今後は対応していきたい。

問 危険なブロック塀の所有者への今後の対応は。

答 該当する所有者宅へ、文書にてお知らせした。

問 危険なブロック塀の除去に関する補助金の考え方は。

答 国により通学路等にあるブロック塀の点検が義務化されるという情報がある。国・県の動向により必要に応じて対応していきたい。



補強コンクリートブロック塀のイメージ図